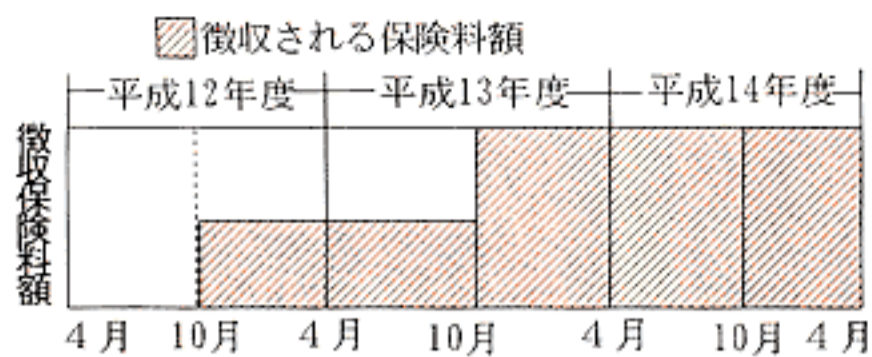


介護保険



特別対策



ことになり、平成12年10月から平成13年9月までの1年間は急激な負担を避けるため、2分の1に軽減した保険料を納めていただくようにいたします。平成13年10月からは本来の保険料を納めていただくことになり、また

介護保険の円滑な実施のため、国の「特別対策」により、平成12年4月から9月までの半年間は保険料を徴収しません。第1号被保険者（65歳以上の方）の、保険料の納付が10月から始まります。

今、老後の一番の不安は、もし自分が寝たきりになった場合に誰が介護してくれるかということ。その様な不安を少しでも安心に変えるため、今年4月介護保険がスタートしました。今月号も、9月号に引き続き保険料についてお知らせします。

介護保険制度の対象者は40歳以上の方です

南国市のサービス水準に見合った基準額（月額3,361円）を設け所得に応じて5段階に設定しています。（65歳以上の方）

階	対象者の条件	保険料（月額）
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の方など	基準額3,361円×0.5 → 1,681円
2	世帯全員が市民税非課税の方など	基準額3,361円×0.75 → 2,521円
3	世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税の方など	基準額3,361円
4	本人が市民税課税で前年の合計所得が250万円未満の方など	基準額3,361円×1.25 → 4,202円
5	本人が市民税課税で前年の合計所得が250万円以上の方など	基準額3,361円×1.5 → 5,042円

南国市の国民健康保険に加入している方

▶保険料の決め方

下記の算定方法で計算した合計金額となります。

- ①平等割額 一世帯あたり 3,300円
- ②均等割額 (第2号被保険者数) × 3,200円
- ③資産割額 (第2号被保険者の固定資産税額) × 6.5%
- ④所得割額 (第2号被保険者の総所得－基礎控除額) × 0.7%

※①～④の合計金額が保険料の年額となります

▶保険料の納め方

各世帯の医療保険分と40歳以上65歳未満の世帯員の介護保険分を合わせた額を一括して、国民健康保険税として南国市に納めていただきます。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方の保険料は12年4月分からすでに納付していただいております。

勤務先の健康保険（健康保険組合、政府管掌健康保険など）に加入している方

▶保険料の決め方

加入している医療保険ごとに定められた介護保険料率と本人の給与により算定されます。

*事業主も同額を負担します。

*サラリーマンの妻などの被扶養者の分は各健康保険の被保険者がみんな分担する仕組みになっているので保険料を納める必要はありません。

▶保険料の納め方

医療保険料と介護保険料を合わせた額が給与から天引きされます。（詳しくは、勤め先でお問い合わせください。）

加入している医療保険の種類や所得、給与額などにより保険料の計算方法や金額が異なります。

第1号被保険者（65歳以上）の保険料の納め方

老齢、退職年金が年額18万円（月額15,000円）以上の方〔特別徴収〕

年金から天引きされます。下記の表の通りです。

(特別徴収)

	平成12年度に納めていただく保険料と納期			12年度分年額 12カ月×1/4	13年度分年額 12カ月×3/4	14年度分年額 12カ月×4/4
	10月	12月	2月			
第1段階	1,850円	1,600円	1,600円	5,050円	15,130円	20,170円
第2段階	2,570円	2,500円	2,500円	7,570円	22,690円	30,250円
第3段階	3,490円	3,300円	3,300円	10,090円	30,250円	40,340円
第4段階	4,210円	4,200円	4,200円	12,610円	37,820円	50,420円
第5段階	5,130円	5,000円	5,000円	15,130円	45,380円	60,500円

上記以外の方〔普通徴収〕

下記の表の通りです。

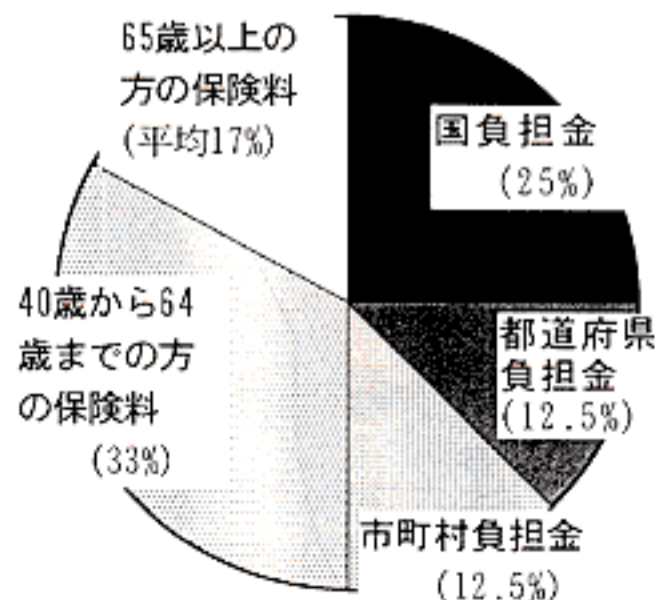
個別に南国市から納付書を送付させていただきますので納付書により、指定金融機関でお支払ください。口座振替もご利用ください。

※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金の受給者や、4月以降に65歳になられた方などは、年金の額が18万円以上でも個別納付（普通徴収）となります。

(普通徴収 単位：円)

	平成12年度に納めていただく保険料と納期						12年度分年額 12カ月×1/4	13年度分年額 12カ月×3/4	14年度分年額 12カ月×4/4
	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
第1段階	1,050	800	800	800	800	800	5,050	15,130	20,170
第2段階	1,570	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	7,570	22,690	30,250
第3段階	2,090	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	10,090	30,250	40,340
第4段階	2,110	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	12,610	37,820	50,420
第5段階	2,630	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15,130	45,380	60,500

保険料は大切な財源です



介護保険では、財源の約半分を皆さんの納める保険料でまかなっています。制度の健全な運営のために保険料の納付にご協力願います。

※お問い合わせは、保健課高齢者介護係（☎88016556）まで

介護保険（料）についての説明会を開催中です。詳しくは、各部落の公民館長にお尋ねください。

市民からのお便り

私は高知高専の4年生です。今年の夏休みに地元の中村市に帰り、中村市役所で夏季実習をしてきました。中村市ではホートや軟式野球があり、四十川周辺もホート開催のため、整備されていました。それに実習で都市計画マスタープランについても勉強しました。